

# ごみ処理基本計画

平成27年12月

千早赤阪村

## 目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の目標年次	2
第2章 ごみ減量化・資源化及び処理の現状と基本的課題	3
第1節 千早赤阪村の概要	4
1-1 自然環境	4
1-2 社会環境	5
第2節 ごみ処理の現状	7
2-1 ごみ処理の現状	7
2-2 ごみ排出量の現状	11
2-3 減量化・資源化の実態	12
2-4 ごみ処理経費	14
2-5 ごみ質の実態	15
第3節 ごみ処理における課題	17
3-1 家庭系ごみ減量化・資源化の推進	17
3-2 事業系ごみ減量化・資源化の推進	18
3-3 処理形態の整備	18
3-4 意識改革	18
第3章 計画の基本フレーム	20
第1節 将来人口	21

第2節	ごみ発生量の将来予測	21
2-1	もえるごみ	23
2-2	粗大ごみ	24
2-3	資源化物	25
第3節	ごみ減量化目標値の設定	26
3-1	減量化目標値の設定	26
3-2	減量化目標値	28
第4章	ごみ処理基本計画	30
第1節	基本方針	31
第2節	目標数値	32
第3節	処理体制	32
第4節	基本施策	33

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会活動から循環型社会へと変化の兆しは見られるものの、依然として日常生活や事業活動から大量のごみが排出されています。

このような状況の中、国においては循環型形成推進法の制定をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の制定など、法整備が進められてきました。

一方、本村から排出されるごみは、広域行政推進の立場から近隣の3市2町1村で設置する「南河内環境事業組合」で共同処理しており、ごみの減量化を図るためシール制度を導入し排出量の抑制を行っています。また、空き缶・空きビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装など再生可能資源の分別収集を実施し、ごみの資源化に努めて来ました。

今後、これまでの減量化・資源化施策を維持するとともに、本村のごみ処理行政の推進及び循環型社会の実現に向け「千早赤阪村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、適正な処理を計画的に進めるものです。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する計画であり、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係法令等の趣旨を踏まえ、中長期的展望に立ち、千早赤阪村における一般廃棄物処理に係る基本計画を明らかにするものです。

このため本計画については、上位計画であります「大阪府循環型社会推進計画」や、「千早赤阪村第四次総合計画（平成23年3月）」等との整合を図り、本村における一般廃棄物処理についての具体的方向性を定める計画と位置付けます。

## 第3節 計画の目標年次

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、平成31年度を中間目標年度とします。なお、国のごみ処理基本計画策定指針に基づき、概ね5年ごとに改訂することが適切であるとされていますが、大幅な変更、計画の前提になる諸条件の変動がない限り、改訂しないものとします。

目標年次 平成36年

## 第2章 ごみ減量化・資源化及び処理の現 状と基本的課題

## 第1節 千早赤阪村の概要

### 1-1 自然環境

#### (1) 位置及び地勢

本村は、大阪府の最南端に位置し、南東は国定公園、金剛葛城連山、南西は河内長野市、北西は富田林市、北東は河南町に隣接しており、東西 7.7 km、南北 8.9 km、最高標高約 1,020m、最低約 90m、面積は 37.30 km<sup>2</sup>で、金剛葛城連山を背景に北東部の水田地帯に傾斜する標高差の大きな地形となっています。



図 2-1 千早赤阪村の位置

## (2) 気 候

本村の気候は、金剛山等による山地気候を示し、夏は涼しく、高度が高い地区では冬の寒さが厳しい気候となっています。年間平均気温は、13℃と大阪府下平均の17℃に比べ低く。また、年間降水量は1,350 mmと大阪府下平均1,280 mmに比べ若干多くなっています。

## (3) 河 川

本村の水系は、東南部の金剛葛城山連山より、葛城山を源とする水越川と金剛山を源とする千早川及びその間を足谷川が流れ、富田林市の石川に注いでいます。また、西部は、中津原川流域となっており、西に流下して佐備川へ注いでいます。

## 1-2 社会環境

### (1) 人 口

本村の人口及び世帯数を表2-1に示します。昭和45年には、約5,000人であったが、昭和55年以後の小吹台の宅地開発により8,000人近くまで増加しました。しかし、平成22年の国勢調査では、6,015人、2,088世帯となっており、過疎化、少子高齢化、核家族化が進行しています。

表2-1 人口及び世帯数の推移 (国勢調査 10月1日現在)

年 度	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	総 数	男	女			
昭和40年度	5,440	2,725	2,715	1,109	4.9	145.8
昭和45年度	5,013	2,422	2,591	1,084	4.6	134.4
昭和50年度	5,062	2,416	2,646	1,143	4.4	135.7
昭和55年度	7,288	3,511	3,777	1,781	4.1	195.4
昭和60年度	7,697	3,671	4,026	1,903	4.0	206.4
平成2年度	7,617	3,651	3,966	1,985	3.8	204.2
平成7年度	7,459	3,569	3,890	2,073	3.6	200.0
平成12年度	6,968	3,295	3,673	2,106	3.3	186.8
平成17年度	6,538	3,080	3,458	2,119	3.1	175.3
平成22年度	6,015	2,825	3,190	2,088	2.9	161.3



## (2) 土地利用

本村は、山林・原野が 3,073ha と最も多く、全体の 82.4%を占めています。次いで農地が 424ha で 11.4%となっています。一方、市街地は村の北部（森屋、水分、川野辺等）、西部（小吹台）及び千早川に沿って分布して 189ha（5.1%）と極めて少ない状況です。このように本村は、山林が多く市街地が少ないことが特徴といえます。

## (3) 都市計画

本村全域が都市計画区域となっており、市街化区域は 130ha、市街化調整区域は 3,600ha、合計 3,730ha です。

## (4) 産 業

本村は、大阪府の南東部の自然条件に恵まれた中山間地域に位置し、農林業を中心とする産業経済に支えられてきましたが、近年の少子・高齢化の進展、住民の価値観の多様化、産業構造の変化など様々な要因により、地域を取り巻く情勢は大きく変化しました。

かつては、みかんや水稲、なすやきゅうりなどの農業が基盤産業でしたが、高齢化と後継者の不足による農業離れが進むとともに、農業を副業とする兼業農家がほとんどを占めています。また、林業においては、本村域の 80%を山林が占めていますが、木材価格の低迷や後継者不足などにより放置林が進んでいます。このような事から、新産業や新たなブランドの創出など、産業の強化・育成が必要です。

## (5) 交 通

交通については、国道 309 号及び府道富田林五条線が村の基幹路線となっています。国道 309 号は水越トンネルが開通しており、奈良県側との交流も盛んです。府道富田林五条線は金剛山への観光ルートとして利用されており、途中から河内長野千早城跡線を経て河内長野市へと通じています。また、府道森屋狭山線は富田林市へ、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪村線（主要地方道）河南町、太子町へのルートとなっています。

この他に府道東阪三日市線、中津原寺元線が整備されています。

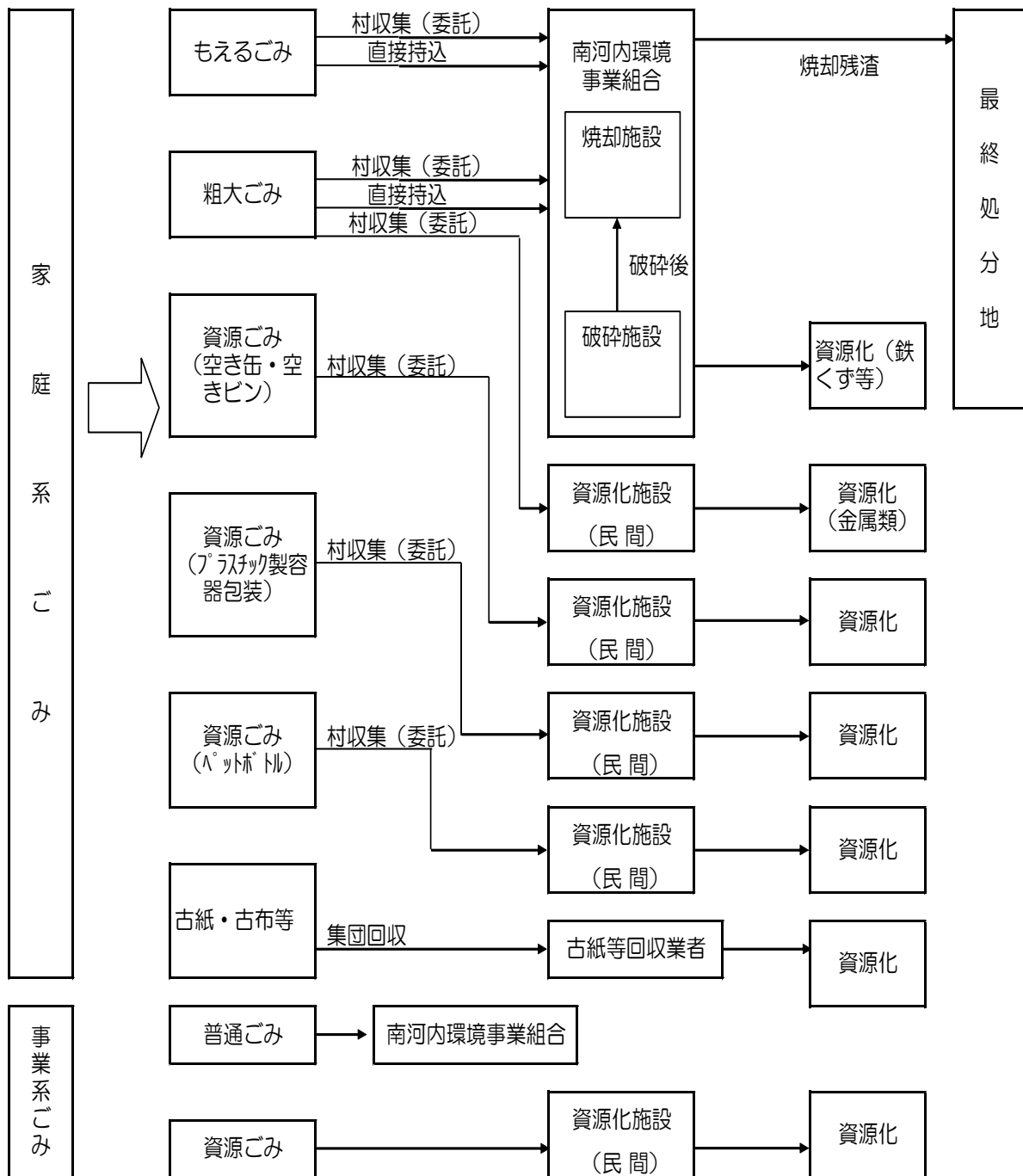
## 第2節 ごみ処理の現状

### 2-1 ごみ処理の現況

#### (1) ごみ処理フロー

本村のごみ処理フローは、図 2-2 に示すとおりです。

図 2-2 ごみ処理フロー  
(収集形態)



## (2) 収集運搬状況

本村は、行政区域全域をごみ収集区域としており、委託による収集を行っています。一般家庭から排出されるごみは、「もえるごみ」、「粗大ごみ」及び「資源ごみ」に分別し、このうち「資源ごみ」は「空き缶・空きビン」、「ペットボトル」及び「プラスチック製容器包装」に細分別しており、全体で5分別となっています。また、古紙や古布類については、集団回収による資源回収を行っています。

なお、事業所から排出されるごみについては、家庭系とは別系統で収集・運搬を行っています。家庭ごみの分別形態は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 分別形態

分別区分	ごみの種類
もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、その他
粗大ごみ	家具類、家電製品類、ガラス類、せともの類、金属類、その他
資源ごみ	空き缶、空きビン
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装 (ボトル、カップ、トレイ、発砲スチロール容器、パック、袋)

### ① もえるごみ

毎週2回、ステーション方式により実施。委託業者が収集を行い、南河内環境事業組合に搬入しています。

### ② 粗大ごみ

毎月1回、ステーション方式により実施。委託業者が収集を行い、南河内環境事業組合に搬入しています。

### ③ 資源ごみ

#### ア) 空き缶・空きビン

毎月1回、ステーション方式により実施。委託業者が収集を行い、民間の資源化施設へ搬入しています。

#### イ) ペットボトル・プラスチック製容器包装

ペットボトルは毎月1回、プラスチック製容器包装は毎月2回、ステーション方式により実施。委託業者が収集し、それぞれ別の民間の資源化施設へ搬入しています。

#### ④ 集団回収

村内に組織している自治会や子ども会などの各種団体が、再資源化できる有価物を定期的に集団回収し、再資源回収業者に引き渡しています。村では、ごみの減量と資源の有効利用を推進するため、回収量に対して奨励金を交付しています。

### (3) 中間処理状況

#### ① もえるごみ・粗大ごみ

もえるごみ及び粗大ごみの処理については、南河内環境事業組合の第 1 清掃工場で行っています。組合施設内の焼却ごみ処理施設の処理能力は、300t/24h で、昭和 45 年度から稼動し、施設の老朽化に伴い、昭和 60 年度に建替えを行いました。また、破碎ごみ処理施設は、粗大ごみを破碎処理した後、有価物を選別資源化し、残りはすべて焼却処理しています。第 1 清掃工場については、公害防止面でのダイオキシン類の更なる抑制強化と適正な運転及び施設の延命を図るため、基幹的設備整備工事も行われています。

南河内環境事業組合中間処理施設の概要は、表 2-3 及び表 2-4 に示すとおりです。

表 2-3 南河内環境事業組合中間処理施設の概要（第 1 清掃工場）

名 称	第 1 清掃工場	
所在地	富田林市大字甘南備 2345 番地	
敷地面積	12,056.72 m <sup>2</sup>	
延床面積	9,269.33 m <sup>2</sup>	
施 設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
着 工	昭和 57 年 7 月 23 日	昭和 60 年 8 月 22 日
竣 工	昭和 60 年 7 月 30 日	昭和 61 年 3 月 31 日
処理方法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
ピット容量	ごみ 3,225 m <sup>3</sup> 灰 350 m <sup>3</sup>	破碎ごみ 1,497 m <sup>3</sup>
処理能力	300t/24h (150t/24h×2 基)	回転式 50t/5h 1 基

表 2-4 南河内環境事業組合中間処理施設の概要（第 2 清掃工場）

名 称	第 2 清掃工場		
所在地	河内長野市日野 1564-3		
敷地面積	121,314.41 m <sup>2</sup>		
延床面積	11,623.99 m <sup>2</sup>		
施 設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設	
着 工	平成 9 年 8 月 28 日		
竣 工	平成 12 年 3 月 31 日		
処理方法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式・剪断式	
ピット容量	ごみ 3,000 m <sup>3</sup> 灰 180 m <sup>3</sup>	破砕ごみ	500 m <sup>3</sup>
処理能力	190t/24h (95t/24h×2 基)	回転式 30t/5h	1 基 剪断式 5t/5h 1 基

## ② 資源ごみ

資源化物として回収した空き缶・空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び金属類は、民間の資源化（中間処理）施設に委託し、選別処理をしています。資源化物はすべて再生業者に引き渡し、資源化されます。

## （４）最終処分場の状況

もえるごみ及び粗大ごみから有価物を選別回収後の焼却残渣は、広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾圏域広域処分場整備センター（フェニックス）と南河内環境事業組合が委託し、埋立処分しています。

## 2-2 ごみ排出量の状況

本村の平成22年度から平成26年度までの各ごみ排出量の推移は、表2-5に示すとおりです。

表2-5 ごみの排出量の推移

区分		年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
計画収集人口(人)			6,163	6,060	5,951	5,826	5,715	
年 排 出 量	もえるごみ		1,421	1,501	1,402	1,372	1,341	
		計画収集分	1,170	1,176	1,126	1,084	1,087	
		(うち 事業系)	(108)	(111)	(111)	(111)	(113)	
		直接搬入分	251	325	276	288	254	
		粗大ごみ	277	305	300	311	284	
		計画収集分	253	269	255	244	253	
		直接搬入分	24	36	45	67	31	
		資源ごみ	113	99	101	105	101	
		空き缶	15	14	14	15	14	
		空きビン	39	37	36	36	37	
		ペットボトル	10	7	13	11	11	
		プラスチック製容器包装	42	35	33	38	34	
		金属	7	6	5	5	5	
	(t/年)	集団回収		325	317	299	277	274
古紙			301	290	274	253	252	
古布			24	27	25	24	22	
排出量総計			2,136	2,222	2,102	2,065	2,000	
原 単 位	もえるごみ		632	679	645	645	643	
		計画収集分	520	532	518	510	521	
		直接搬入分	112	147	127	135	122	
		粗大ごみ	123	138	138	146	136	
		計画収集分	112	122	117	115	121	
		直接搬入分	11	16	21	31	15	
		資源ごみ	50	45	46	49	48	
		空き缶	7	6	6	7	7	
		空きビン	17	17	17	17	18	
		ペットボトル	4	3	6	5	5	
		プラスチック製容器包装	19	16	15	18	16	
		金属	3	3	2	2	2	
	(g/人・日)	集団回収		144	143	138	130	131
		古紙		134	131	126	119	121
古布			10	12	12	11	10	
総排出量1人1日当たり			949	1,005	967	970	958	

※1 事業系の排出量については、もえるごみの内数。

※2 人口は、総人口各年度末3月31日現在。

## 2-3 減量化・資源化の実態

本村におけるごみの減量化・資源化は以下のとおりです。

### (1) 資源化物の分別収集

資源化物の推移は、表 2-6 に示すとおりです。

表 2-6 資源化物の推移 (単位：t)

	村主体の取り組みによる資源化物 (資源化物分別収集資源化量)					住民主体の取り組みによる資源化物		合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル	プラスチック製容器	金属類	古紙類	古布	
平成22年度	15	39	10	42	7	301	24	438
平成23年度	14	37	7	35	6	290	27	416
平成24年度	14	36	13	33	5	274	25	400
平成25年度	15	36	11	38	5	253	24	382
平成26年度	14	37	11	34	5	252	22	375

### (2) 有価物集団回収

各家庭から排出されるごみのうち、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パックの古紙類及び古布等の有価物の集団回収については、地区、子ども会、地区老人クラブ等の団体に対し、平成8年度から奨励金を交付し、集団回収を実施しています。回収量の推移を表 2-7 に示します。

表 2-7 有価物回収実績の推移 (単位：t)

	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	古布	計	奨励金 (円/kg)	団体数
平成22年度	158	96	46	1	24	325	3	12
平成23年度	145	97	47	1	27	317	3	12
平成24年度	143	87	43	1	25	299	3	12
平成25年度	127	84	41	1	24	277	3	13
平成26年度	121	87	43	1	22	274	3	14

### (3) シール制度の導入

平成6年2月の組合議会における「ゴミの排出と処理に関する南河内非常事態宣言」を受け、平成7年度に家庭系ごみシール制を導入しました。このシール制度とは、南河内環境事業組合構成市町村が同一内容、同一歩調のもとで行い、表2-8及び表2-9に示すとおり、一世帯あたりに無料シールを一定枚数配布し、この無料シールを使い切った世帯は、有料シールを購入する制度です。また、表2-10にシール売払状況を示します。

表2-8 シール制度概要（もえるごみ）

もえるごみ専用（無料）シール	年間配布枚数（枚）
1人～2人世帯（30リットル袋用シール）	110
3人～4人世帯（45リットル袋用シール）	220
5人～6人世帯（45リットル袋用シール）	280
7人以上世帯（45リットル袋用シール）	340

表2-9 シール制度概要（粗大ごみ）

粗大ごみ専用（無料）シール	年間配布枚数（枚）
全世帯共通（人数に関係なく）	36

表2-10 シール売払状況

年度	売払枚数（枚）				売払金額（円）			
	30リ用	45リ用	粗大	計	30リ用	45リ用	粗大	計
平成22年度	1,415	1,176	32	2,623	70,750	117,600	16,000	204,350
平成23年度	1,406	1,227	63	2,696	70,300	122,700	31,500	224,500
平成24年度	1,117	1,561	65	2,743	55,850	156,100	32,500	244,450
平成25年度	1,196	1,162	40	2,398	59,800	116,200	20,000	196,000
平成26年度	1,219	1,745	61	3,025	60,950	174,500	30,500	265,950



## 2-4 ごみ処理経費

ごみを収集、運搬、処理及び処分等に要した経費は、平成 26 年度 **99,213** 千円、住民一人当り年間 **17,360** 円、ごみ 1t 当り **49,606** 円となります。うち、ごみを処理及び処分するために要した経費（南河内環境事業組合負担金）については平成 26 年度 54,263 千円、ごみ 1t 当り **33,393** 円となります。

表 2-11 ごみ処理経費の推移

年度	人口 (人)	ごみ処理費 (円)	1人当りの処理費 (円/人)	総排出量 (t)	1t当りの処理費 (円/t)	うち 組合負担金 (円)	組合 処理量 (t)	1t当りの組合 処理費 (円/t)
	①	②	②÷①	③	②÷③	④	⑤	④÷⑤
平成22年度	6,163	105,439,516	17,108	2,136	49,363	62,219,732	1,698	36,643
平成23年度	6,060	106,385,051	17,555	2,222	47,878	63,071,798	1,806	34,923
平成24年度	5,951	100,761,682	16,932	2,102	47,936	57,451,817	1,702	33,755
平成25年度	5,826	99,037,023	16,999	2,065	47,960	55,715,127	1,683	33,105
平成26年度	5,715	99,212,881	17,360	2,000	49,606	54,263,026	1,625	33,393

## 2-5 ごみ質の実態

### (1) もえるごみ

もえるごみのごみ質は、表 2-12 に示すとおり、**総量の 36.1%を紙・布類が占めており、25.4%を木・竹・わら類が占めています。**

表 2-12 もえるごみ分析結果（第 1 清掃工場）

項 目		測定結果 (%)
も え る ご み	紙・布類	36.1
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	18.3
	木・竹・わら類	25.4
	厨芥類	11.1
	不燃物類	2.7
	その他	6.4
単位容積重量		kg/m <sup>3</sup>
三 成 分	水分	50.2
	可燃分	41.6
	灰分	8.2

資料：平成 26 年度南河内環境事業組合データを使用

## (2) 粗大ごみ

粗大ごみのごみ質は、表 2-13 に示すとおり、**総量の 36.6%を繊維類が占めており、21.4%を合成樹脂類が占めています。**

表 2-13 粗大ごみ分析結果（第 1 清掃工場）

項 目	測定結果 (%)
合成樹脂類	21.4
木製品・家具廃材	11.4
金属・家電製品	11.3
繊維類	36.6
ガラス類	2.2
紙類	11.6
陶器類	1.6
缶類	1.8
その他	2.1

資料：平成 26 年度南河内環境事業組合データを使用

### 第3節 ごみ処理における課題

#### 3-1 家庭系ごみ減量化・資源化の推進

##### (1) 減量化の推進

ごみの発生そのものを抑制していくために、「不必要なものは購入しない、ものを大切に使う」など使い捨て主体のライフスタイルから意識変革が求められます。

ごみの減量化を推進するためには、住民・事業者・行政が一体となって排出抑制により一層取り組む必要があります。

##### (2) シール制度

現在、ごみシール制度は家庭系ごみを対象に導入し、一定量を超えた分については有料ごみシールを販売して排出量の抑制を行っています。

##### (3) 資源化の推進

本村では、資源ごみは平成15年4月からプラスチック製容器包装を加えた3区分による分別収集を行い、古紙等の有価物については自治会や子ども会などが集団回収を行っています。平成26年度の総ごみ発生量のうち19%は資源として回収していますが、今後、循環型社会を目指すためには、ごみの排出量を抑制するとともに排出されたごみについても、できるかぎり資源化を図ることが望まれ、ごみの発生を抑制する「リデュース (Reduce)」、物を繰り返し再利用する「リユース (Reuse)」及び資源として再生使用する「リサイクル (Recycle)」の3Rを基本に、資源を大切にし、環境に極力負担をかけないライフスタイルを実現する必要があります。

また、平成13年4月から施行されております家電リサイクル法の対象品目である「テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン」の円滑な再商品化の推進や、容器包装リサイクル法の対象品目については、広報・ホームページで啓発しておりますが、今後も継続的に周知していく必要があります。

なお、分別収集の拡大は、排出者(住民)の負担や処理経費の増大も懸念されるため、これらに配慮した方策を検討する必要があります。

##### (4) 地域の自主的なリサイクル活動への支援

本村では、有価物集団回収奨励金交付制度の推進を行っていますが、今後も住民の自主的なリサイクル活動の促進を図っていく必要があります。

### 3-2 事業系ごみ減量化・資源化の推進

#### (1) 減量化・資源化の推進

事業系ごみについても、家庭系ごみと同様に減量化・資源化の取り組みが今後必要となっています。事業者によるごみの排出抑制を促進させる方策や資源ごみの分別の徹底など検討していく必要があります。

### 3-3 処理形態の整備

#### (1) 収集運搬

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等、国の資源化物対策の動向により、現在の収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

#### (2) 中間処理施設

排出されたごみについては、南河内環境事業組合の焼却施設及び民間のリサイクル施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、焼却施設（南河内環境施設組合第1清掃工場）においては、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を引き続き行って行くものとし、当面は現状の中間処理体制を維持していくこととします。

#### (3) 最終処分場

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託処分していますが、埋立容量には限りがあることから、ごみの排出抑制や再資源化の促進と併せ、今後とも焼却残渣の適切な処理を行っていく必要があります。

### 3-4 意識改革

#### (1) 住民・事業者・行政の責務の明確化

地球環境問題の中のひとつにごみ問題があり、生活様式の多様化や利便性の向上によるごみ量が増え続ける中、環境保全・資源保護の観点から、減量化のための排出抑制やリサイクルを優先し、いかにごみを出さないかが最も重要な課題といえます。

ごみの排出については、最終的には個人のモラルにかかる問題ですが、そのモラル向上にむけて、住民・事業者・行政の三者の連携を強化していくとともに、具体的な取り組みを展開していくことが必要となっています。

特に行政としては、住民や事業者の自主性を尊重しつつ、住民や事業者を環境にやさしい行動へ誘導するとともに、活動の育成や支援を図っていくことが重要とされます。

## 第3章 計画の基本フレーム

## 第1節 将来人口

本村では、行政区域全域をごみ収集区域としており、行政区域内人口が計画収集人口となります。

将来人口予測は、本村のみならず日本全土が人口減少社会に突入しており、本村においても今後も引き続き年間100人程度の人口減少が続くと予測されますが、本村が健全かつ持続的な発展するためには、数年で人口減少に歯止めをかける事をめざし、平成36年度の目標人口を約5,000人と設定します。

## 第2節 ごみ排出量の将来予測

ごみの排出量の将来予測項目は、①もえるごみ原単位、②粗大ごみ原単位、③資源化物原単位とします。

予測手法は、平成8年度から平成26年度までの1人1日に排出する各ごみ排出量の原単位から将来予測を行うこととします。

表3-1にごみ処理排出量の推移を示します。



表 3-1 年度別ごみ処理排出量

(単位：t)

年度	収集人口（人）	南河内環境事業組合処理量			資源化物量② (資源ごみ+集団回収)	総排出量 ①+②
		もえるごみ	粗大ごみ	小計①		
平成 8 年度	7,525	1,238	226	1,464	463	1,927
平成 9 年度	7,455	1,314	240	1,554	498	2,052
平成 10 年度	7,320	1,466	386	1,852	529	2,381
平成 11 年度	7,228	1,404	276	1,680	560	2,240
平成 12 年度	7,141	1,445	360	1,805	593	2,398
平成 13 年度	7,030	1,403	359	1,762	548	2,310
平成 14 年度	6,889	1,567	403	1,970	539	2,509
平成 15 年度	6,799	1,427	372	1,799	525	2,324
平成 16 年度	6,804	1,668	328	1,996	541	2,537
平成 17 年度	6,736	1,583	450	2,033	533	2,566
平成 18 年度	6,622	1,482	369	1,851	558	2,409
平成 19 年度	6,485	1,452	311	1,763	541	2,304
平成 20 年度	6,438	1,468	286	1,754	495	2,249
平成 21 年度	6,336	1,481	301	1,782	457	2,239
平成 22 年度	6,163	1,421	277	1,698	438	2,136
平成 23 年度	6,060	1,501	305	1,806	416	2,222
平成 24 年度	5,951	1,402	300	1,702	400	2,102
平成 25 年度	5,826	1,372	311	1,683	382	2,065
平成 26 年度	5,715	1,341	284	1,625	375	2,000
平成 31 年度	5,200	1,353	307	1,660	372	2,032
平成 36 年度	5,000	1,356	308	1,664	356	2,020

## 2-1 もえるごみ

本村のもえるごみは、増加傾向でありましたが近年横這い傾向にあります。減量化対策として実施しているシール制を継続していくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算により将来予測をしますと図 3-1 に示すとおりです。

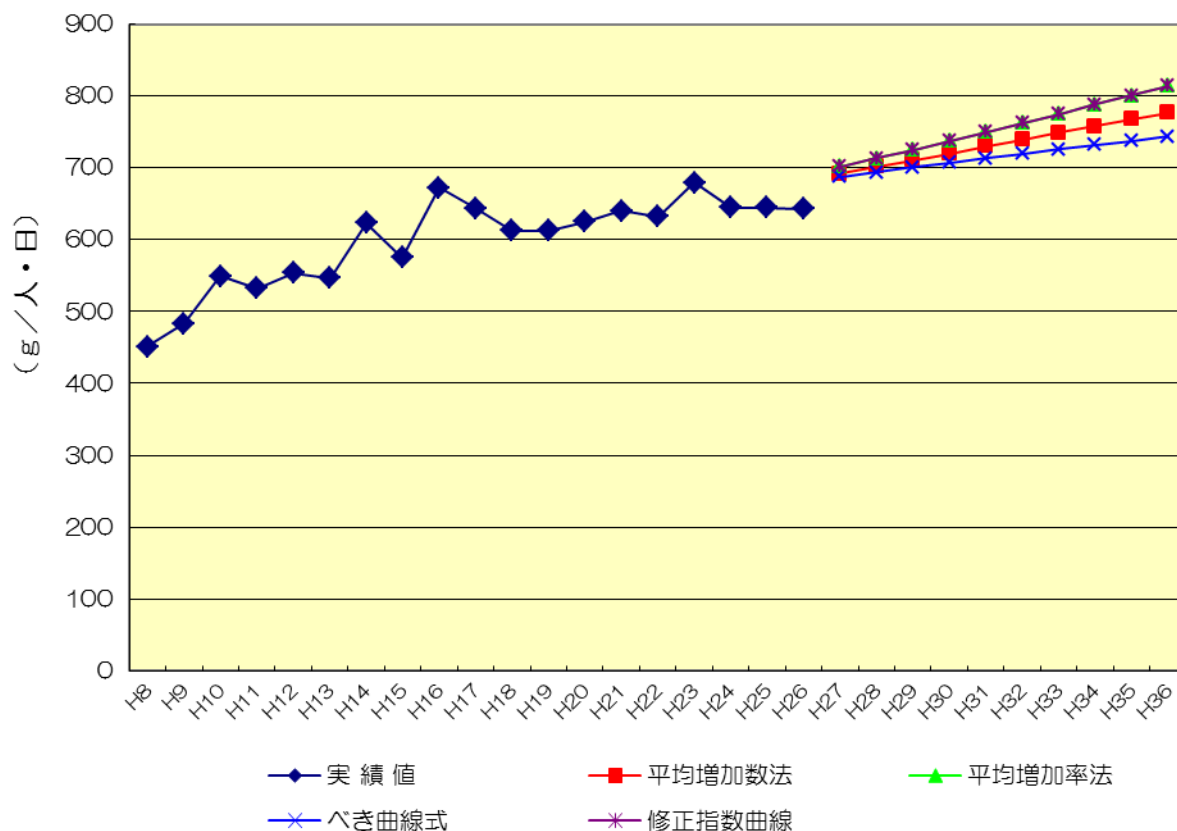


図 3-1 もえるごみ 1 人 1 日 当 り 排 出 量 の 予 測

表 3-2 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線
平成 31 年値 (g/人・日)	730	750	713	750
平成 36 年値 (g/人・日)	777	814	743	814

※相関係数がかもとも 1.0 に近い数式は、べき曲線です。

## 2-2 粗大ごみ

本村の粗大ごみは、各年度によりばらつきはありますが、近年増加傾向にあります。この増加については、生活スタイルの変化も要因の1つと考えられます。

今後については、ごみの減量化PRをより一層していくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算より将来予測しますと、図3-2に示すとおりです。

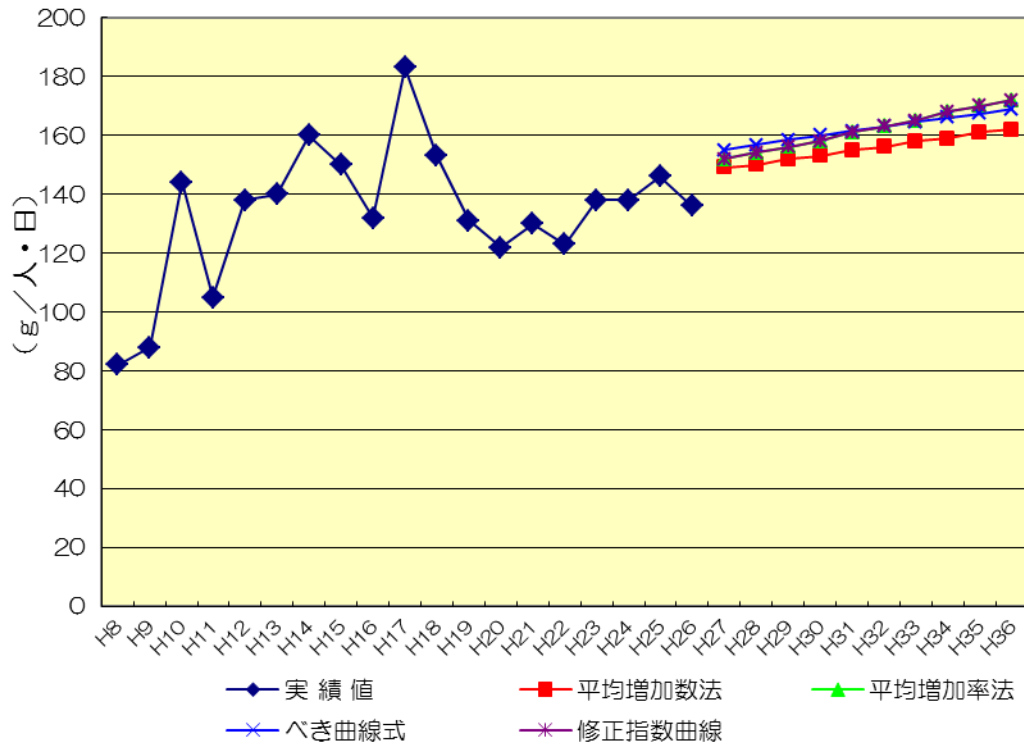


図3-2 粗大ごみ1人1日当たり排出量の予測

表3-3 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線
平成31年値 (g/人・日)	155	161	162	161
平成36年値 (g/人・日)	162	172	169	172

※相関係数をもっとも1.0に近い数式はべき曲線式です。

## 2-3 資源化物

資源化物の将来予測は、個々の品目を行うのではなく、すべての総合計によって行うこととします。

本村の資源化物は、減少傾向にあります。今後については、現在の分別収集を引き続き行い、啓発強化をしていくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算より将来予測しますと、図 3-3 に示すとおりです。

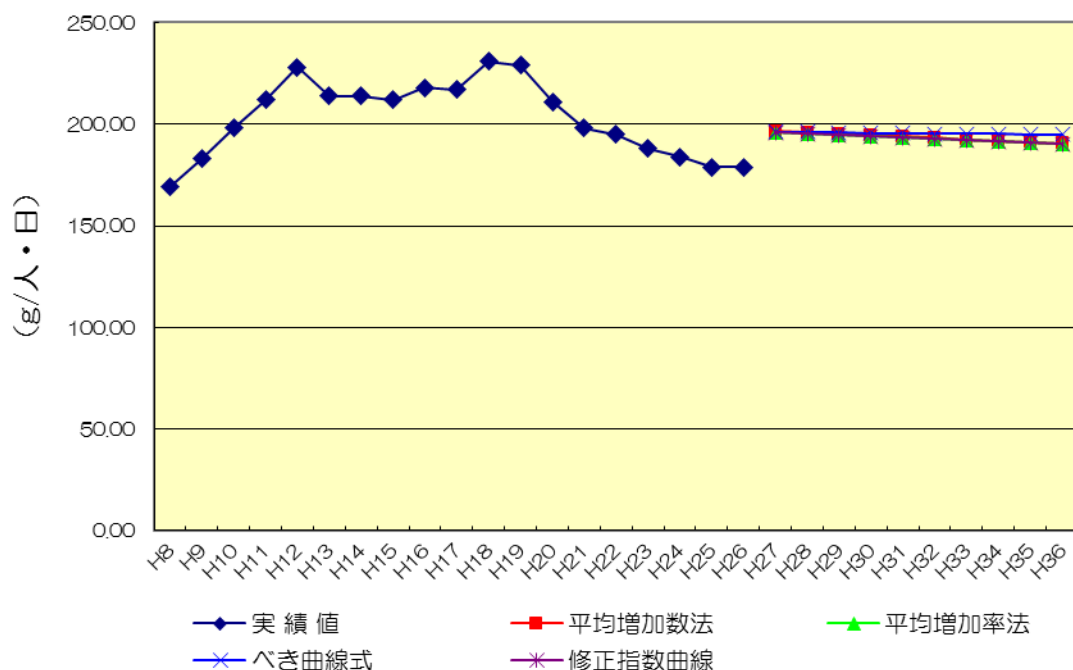


図 3-3 資源化物排出量の予測

表 3-4 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線
平成 31 年値 (g/人・日)	194	193	196	193
平成 36 年値 (g/人・日)	191	190	195	191

※相関係数をもっとも 1.0 に近い数式はべき曲線式です。

### 第3節 ごみ減量化目標値の設定

#### 3-1 減量化目標値の設定

減量化とは、排出抑制量と資源化物の量を合わせたものです。減量化目標値の設定にあたっては、もえるごみと粗大ごみに対象目標値を設定します。

なお、減量化目標値として、平成31年度中間目標値と位置づけるが、大幅な変更がない限り改訂しないものとし、最終目標年度は平成36年度とする。

$$\text{減量化目標率（\%）} = \frac{\text{排出抑制量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100$$

$$\text{資源化目標率（\%）} = \frac{\text{資源化物量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100$$

#### (1) もえるごみ減量化目標値

今後ともごみの排出を抑制するために過剰な包装を断る、食べ残しをなくす、生ごみの水切りを十分に行うなど家庭単位で実施できる取り組みを推進し、資源ごみのさらなる分別の徹底を行い、最終目標である平成36年度にはもえるごみ減量化目標率を12%とし、減量後原単位を654g/人・日とします。

もえるごみの減量化目標値は表3-5に示すとおりです。

表3-5 もえるごみ減量化目標値

項 目		平成26年度 実 績	平成31年度 中間目標値	平成36年度 最終目標値	
	原単位①	g/人・日	643	713	743
	減量化目標値②	g/人・日	-	57	89
内 訳	排出抑制量	g/人・日	-	10	19
	もえるごみ中の資源化物量	g/人・日	-	47	70
	減量後原単位（①-②）	g/人・日	643	656	654
	減量化目標率（②/①）×100	%	-	8	12

## (2) 粗大ごみ減量化目標値

粗大ごみの分別形態としては、せともの類・ガラス類・家具類・家電製品類（家電リサイクル法対象品を除く）が含まれています。しかしながら、家電リサイクル法が施行されているため、今後粗大ごみの排出量は徐々に減量化が進むものと思われます。

また、意識改革等による排出抑制・再利用を行い、最終目標である平成 36 年度には粗大ごみの減量化目標率を 12%とし、減量後原単位を 149g/人・日とします。

粗大ごみの減量化目標値は表 3-6 に示すとおりです。

表 3-6 粗大ごみの減量化目標値

項 目		平成 26 年度 実 績	平成 31 年度 中間目標値	平成 36 年度 最終目標値	
	原単位①	g/人・日	136	162	169
	減量化目標値②	g/人・日	-	13	20
内 訳	排出抑制量	g/人・日	-	2	4
	粗大ごみ中の資源化物量	g/人・日	-	11	16
	減量後原単位 (①-②)	g/人・日	136	149	149
	減量化目標率 (②/①) ×100	%	-	8	12

### 3-2 減量化目標値

21世紀における資源循環型社会の構築を目指すため、今後予定されます新たな施策の導入による変動を勘案しながら、その実現に向けて目標値を設定していきます。

もえるごみと粗大ごみの減量化目標値排出平成31年度で8%、平成36年度で12%及び資源化物の将来予測値から算出した排出抑制量と資源化物量は、表3-7及び表3-8に示すとおりです。これら数値から、計画目標年度である平成36年度の総ごみ排出量に対する減量化目標率は、現況（平成26年値）の2%とします。また資源化目標率は、中間年度の平成31年度で24%、最終目標年度の平成36年度で26%と設定します。

表3-7 減量化計画目標値（平成36年度）

項目	減量化前		減量化量						減量化後	
			排出抑制量		ごみの中の資源化物量		小計			
	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)
もえるごみ	743	3.49	19	0.09	70	0.33	89	0.42	654	3.07
粗大ごみ	169	0.79	4	0.02	16	0.08	20	0.10	149	0.70
小計	912	4.28	23	0.11	86	0.41	109	0.52	803	3.77
資源化物	195	0.92	-	-	-	-	-	-	281	1.32
合計	1,107	5.20	23	0.11	86	0.41	109	0.52	1,085	5.09

※計画収集人口は、5,000人とします。

$\begin{aligned} \text{減量化目標率 (\%)} &= \text{排出抑制量} / \text{総ごみ排出量} \times 100 \\ &= 0.11 \div 5.20 \times 100 \\ &= 2.12 \\ &\approx 2\% \end{aligned}$
$\begin{aligned} \text{資源化目標率 (\%)} &= \text{資源化物量} / \text{総ごみ排出量} \times 100 \\ \text{(リサイクル率)} &= 1.32 \div 5.09 \times 100 \\ &= 25.9 \\ &\approx 26\% \end{aligned}$

表 3-8 減量化中間目標値（平成 31 年度）

	減量化前		減量化量						減量化後	
			排出抑制量		ごみの中の資源化物量		小計			
	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)
もえるごみ	713	3.71	10	0.05	47	0.24	57	0.30	656	3.41
粗大ごみ	162	0.84	2	0.01	11	0.06	13	0.07	149	0.77
小 計	875	4.55	12	0.06	58	0.30	70	0.37	805	4.18
資源化物	196	1.02	-	-	-	-	-	-	254	1.32
合 計	1,071	5.57	12	0.06	58	0.30	70	0.37	1,059	5.50

※計画収集人口は、5,200 人とします。

$$\begin{aligned}
 \text{減量化目標率 (\%)} &= \text{排出抑制量} / \text{総ごみ排出量} \times 100 \\
 &= 0.06 \div 5.57 \times 100 \\
 &= 1.08 \\
 &\div 1\%
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{資源化目標率 (\%)} &= \text{資源化物量} / \text{総ごみ排出量} \times 100 \\
 \text{(リサイクル率)} &= 1.32 \div 5.50 \times 100 \\
 &= 24.00 \\
 &\div 24\%
 \end{aligned}$$



## 第4章 ごみ処理基本計画

## 第1節 基本方針

村では将来像として「みんなで集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶちはやあかさか」を実現するための目標として「持続可能な循環型社会」の形成を推進していくものとしています。

循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、「ごみの排出を抑制する」、「資源として再利用する」及び「ごみは適正に処理する」を基本とする天然資源の消費の抑制と環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することが強く求められています。

これらのことを前提に、以下の4つの基本方針を設定し、基本方針に基づいて基本計画を策定します。

### ○ ごみの排出を抑制する

ごみを出さないための意識つけや、ごみにしないための方策を進めます。

### ○ ごみの資源化を推進する

ごみとして出されたものから可能な限りの資源回収を行い、ごみの資源化を推進します。

### ○ ごみの適正処理を図る

ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理を図ります。

### ○ 住民・事業者・行政の連携による取り組み

生産から流通、消費及び廃棄に至るそれぞれの段階で廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理を進めるため、住民・事業者・行政が連携・協力し、ごみの減量や資源の有効活用に取り組みます。

## 第2節 目標数値

基本方針に基づいて、今後施策を展開していきますが、この計画をより実効性のあ  
るものとするため、減量化率及び資源化率の具体的な目標数値を設定します。

表 4-1 に目標数値を示します。

表 4-1 目標数値

区 分		現 状 (平成 26 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	計画目標 (平成 36 年度)
計画収集人口 (人)		5,715	5,200	5,000
1 人 1 日 当 り ご み 排 出 量 (g/人・日)	もえるごみ	643	656	654
	粗大ごみ	136	149	149
	資源化物	179	254	281
1 日 当 り ご み 排 出 量 (t/日)		5.75	5.50	5.09
減量化率 (%)		-	1	2
資源化率 (%)		-	24	26

## 第3節 処理体制

本村におけるごみ処理体制は、現行を踏襲するものとし、表 4-2 に示すとおりと  
します。

なお、現行の体制で不都合が生じる場合は、適正な処理体制について検討していき  
ます。

表 4-2 処理体制

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ		委 託	組 合	委 託  (大阪湾広域臨海環 境整備センター)
粗大ごみ				
資源ごみ	空き缶・空きビン		委 託	
	ペットボトル			
プラスチック製容器包装				

## 第4節 基本施策

4つの基本方針に基づき、以下に示す取り組みについて実践します。

### ごみの排出を抑制する

#### ◇意識改革

- ・広報・啓発活動の推進

ごみの減量化・リサイクルに対する住民や事業者の意識を高めるため、広報・啓発活動をより一層推進します。

- ・環境教育の推進

ごみ処理施設や再資源化施設の見学会などを通じて、ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図ります。

#### ◇排出抑制

- ・家庭ごみの減量

過剰包装を断る、食べ残しをなくす、計画的な購入・フリーマーケットやバザーの活用等、家庭単位で実施できる取り組みを推進していきます。

- ・事業所ごみの減量

事業所ごみの減量及び適正処理を図るため、多量排出事業者に減量化計画書の提出を義務付け、排出抑制に関する意識の向上を図ります。

- ・簡易包装・マイバッグの普及促進

身近で手軽に始められるごみ減量施策として、簡易包装・マイバッグの普及促進を図ります。

- ・家庭ごみの有料化

国の方針に基づき、組合構成市町村と連携のうえ、家庭ごみの有料化を検討します。

#### ◇再使用・再生利用

- ・リサイクルひろば

各家庭で不用となった物品で、再使用が可能なものについて情報提供の場となる、リサイクルひろばについて検討します。

- ・グリーン購入の推進

庁内で使用する事務用品等について、グリーン購入を推進するとともに、グリーン購入の意義を住民や事業者に理解してもらうよう啓発に努めます。

## ごみの資源化を推進する

### ◇住民が進めるリサイクル

- ・分別排出の徹底

ごみの再資源化をより一層促進するため、資源ごみの分別排出について住民に協力を求め、資源化を推進します。

- ・リサイクル活動の促進

子ども会や自治会などが実施する集団回収への奨励金交付制度を継続することにより、ごみの減量と資源の有効利用を促進します。

### ◇事業者が進めるリサイクル

- ・自己責任によるリサイクルの促進

リサイクル可能な空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙類などについて、事業者自らの責任でリサイクル処理を促進するよう、分別指導に努めます。

### ◇行政が進めるリサイクル

- ・職員の意識の向上

職員の意識の向上を図り、公共施設から発生するごみや、イベントの際に発生するごみの減量とリサイクルを推進します。

### ◇新たな資源化の実施

- ・リサイクル可能なごみの分別及び資源化

新たに分別することにより資源として有効活用できるものについては、先進事例を参考に検討を進めます。

また、再生利用されることが確実な一般廃棄物については、事業者からの要請に応じて、廃棄物処理法及び同法施行規則による指定制度を活用していきます。

## ごみの適正処理を図る

### ◇効率的・効果的な収集・運搬

- 効率的な収集運搬

現行体制を踏襲していくことを基本としますが、ごみの排出状況や処理方法にあった効率的な収集運搬に努めます。

### ◇適正処理

- 中間処理施設

もえるごみ及び粗大ごみの処理は、南河内環境事業組合において適正処理を行います。また、資源ごみについては、民間委託により選別処理を行い、容器包装リサイクル法に対応する資源化物を処理する民間施設が設置した施設の有効活用を検討し、適正に資源化を図ります。

なお、南河内環境事業組合の現有施設の改善や、新設設備の必要性が生じた場合は、組合構成6市町村と組合で十分検討を行い、必要な施設整備を行います。

- 最終処分場

現在、焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託処分していますが、埋立容量には限りがあることから、今後も組合の処分計画に基づき適正処分に努めます。

## 住民・事業者・行政の連携による取り組み

住民・事業者・行政の三者がそれぞれの段階で可能なことを実践し、またそれぞれの立場で相互に協力することにより、ごみの排出抑制及び再使用・再生利用を推進します。

表 4-3 住民・事業者・行政の役割

基本施策	住 民	事 業 者	行 政
広報・啓発活動の推進	◇広報・啓発事項の認識	◇広報・啓発事項の認識	◇各種媒体を活用した広報・啓発活動の実施
環境教育の推進	◇学習機会の利用	◇学習機会の利用	◇ごみ処理施設や再資源化施設の見学会の実施
事業所ごみの減量		◇減量化計画書の作成と計画の実践	◇事業所の把握と減量化の指導 ◇シール制度の導入検討
簡易包装・マイバッグの普及促進	◇不必要な包装の辞退 ◇マイバッグの使用	◇簡易包装の実施	◇住民及び事業者への協力要請と支援
事業所ごみの処理手数料見直し		◇処理料金の負担	◇事業者が負担すべき経費の設定
家庭ごみの有料化	◇有料化の必要性への理解		◇有料化の必要性の検討
グリーン購入の推進	◇再生品の使用 ◇詰め替え製品や長期使用ができる製品等の選択	◇再生品の使用 ◇再生品の販売 ◇ごみになりにくい製品づくり	◇事務用品等の再生品使用 ◇住民及び事業者への啓発
分別排出の徹底	◇分別排出の徹底		◇排出基準・分別方法の指導
リサイクル活動の促進	◇集団回収の実施		◇集団回収への支援
自己責任によるリサイクルの促進		◇自己処理の促進 ◇分別排出の徹底	◇分別方法の指導
職員の意識の向上			◇職員の意識改革
容器包装リサイクル法への対応	◇分別収集への理解と協力		◇住民負担の少ない分別収集体制の検討
リサイクル可能なごみの分別及び資源化	◇新たな対象品目への理解と協力	◇新たな対象品目の検討	◇新たな対象品目の研究
効率的な収集運搬	◇排出ルールへの遵守	◇排出ルールの遵守	◇効率的な収集運搬体制の整備
中間処理施設			◇適正処理・資源化の実施と施設整備促進
最終処分場			◇適正処分の実施